

●香川県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成19年9月15日	永井デイケアセンター 坂出市川津町258番地1	医療法人社団永井整形外科 医院 坂出市川津町2800番地1	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション